

令和4年度

# 計量業務の概要

島根県商工労働部商工政策課

# は　じ　め　に

適正な計量制度を確保することは、産業・文化・経済を発展させ、日常生活の安定と充実の基礎となるものです。

計量行政は、社会の変化や技術の進歩に伴って見直しが重ねられており、本県におきましても適正な計量の推進な計量の推進を図るため、計量関係事業の登録・届出、特定計量器の検定・検査、商品量目の適正化等に努めております。

この業務概要は、本県における令和4年度の実績をまとめたものです。本県の計量行政をご理解いただき、参考としていただければ幸いです。

令和6年3月

島根県商工労働部商工政策課長

# 目 次

第1	総 説	1
1.	業 務	1
2.	沿 革	1
3.	所 在 地	2
4.	検 査 施 設	2
5.	組織及び職員数	2
第2	歳入及び歳出	4
1.	歳 入	4
2.	歳 出	4
第3	計量関係事業の登録、届出及び指定	5
1.	登録・届出・指定事務取扱い件数	6
2.	登録、届出者数	6
第4	検 定	8
1.	検 定 実 績（総合）	9
2.	検 定 実 績（器種別）	10
第5	計量証明事業者使用計量器の検査	12
第6	基準器検査	13
第7	定期検査	14
1.	検 査 方 法	14
2.	検 査 実 績（総合）	15
3.	検 査 実 績（地区別）	16

<b>第8</b>	<b>立入検査</b>	<b>18</b>
1.	修理事業者	18
2.	水道メーター	18
3.	ガスメーター	18
4.	燃料油メーター	18
5.	食料品製造業・流通業立入検査	19
<b>第9</b>	<b>基準器及び検定検査設備の保有状況</b>	<b>20</b>
1.	基準器	20
2.	検定検査設備	20
<b>第10</b>	<b>計量関係事業者名簿</b>	<b>22</b>
1.	製造事業者	22
2.	修理事業者	22
3.	計量証明事業者	23
4.	適正計量管理事業所	24

# 第1 総 説

## 1. 業 務

当課は、計量法に基づき適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として次の業務を行っており、管轄区域は県内の全域である。ただし、松江市の区域における（４）及び（５）については除く。

- （１）計量に関する事業の登録等の事務
- （２）特定計量器の検定及び装置検査
- （３）基準器の検査
- （４）特定計量器の定期検査及び立入検査
- （５）商品量目の立入検査
- （６）適正計量管理事業所の指定及び事業所の計量管理指導
- （７）その他計量に関すること

当課では、県民の生活・産業・経済・文化・教育・環境保全などに占める計量の重要性を認識し、あらゆる分野で計量が積極的に活用されるよう指導を行い、豊かで活力のある快適な生活を実現するために努力している。

## 2. 沿 革

明治8年に度量衡取締条例が制定され、明治24年に至って度量衡法が公布、明治26年同法施行、明治32年に松江市殿町1番地県庁構内に島根県度量衡検定所が設置され、計量関係業務の発足をみた。その後幾多の変遷を経て現在に至っているが、昭和20年8月、同31年12月の2度にわたり県庁舎が焼失したため、その間の略譜は不明である。

昭和31年9月 島根県計量検定所と改称された。

昭和31年12月 県庁火災により焼失し、松江市古志原町501番地に仮事務所を設置。

昭和34年2月 松江市殿町1番地に県庁舎完成と同時に県庁舎に移転。

昭和45年4月 松江市北堀町144番地1に移転。

昭和48年4月 浜田市下府町388番地3にタクシメーター走行検査場を新築。

昭和49年8月 八束郡東出雲町大字出郷208番地2にタクシメーター走行検査場及び検棟（ガスメーター、水道メーター検査室）を新築。

昭和51年8月 前記検査棟にタクシメーター頭部検査室、基準天びん室、質量計検査室を増築。

昭和53年5月 同地に事務室、量目検査室、濃度計検査室、基準天びん室及び温度計・圧力計検査室を備えた本館を新築し、同年7月20日移転。

平成元年3月 町道拡幅によりタクシメーター走行検査場を同地内に移設。

平成5年11月 新計量法施行。

平成11年4月 組織改正により島根県計量検定所を廃止、計量業務を県庁商工労働部商工企画課に移管、商工企画課計量係となる。

- 平成12年4月 地方分権一括法の実施に伴い、機関委任事務から自治事務へ移行。  
計量関係手数料を島根県手数料条例に加え施行。
- 平成15年4月 組織改正により商工政策課計量係となる。
- 平成16年4月 組織改正により商工政策課計量グループとなる。
- 平成24年4月 松江市の特定市移行に伴い、松江市内での計量業務の一部を移管。
- 令和5年4月 組織改正により商工政策課計量係となる。

### 3. 所在地 (令和5年3月31日現在)

島根県松江市殿町1番地 島根県商工労働部商工政策課 計量グループ ※

電話 (0852) 22-6627・6628

FAX (0852) 22-6039

※組織改正により令和5年4月1日から島根県商工労働部商工政策課計量係

### 4. 検査施設

(1) 土地 2,483.03㎡

(2) 建物 710.01㎡

イ. 東部計量検査所 島根県松江市東出雲町出雲郷208番地2

本館 272.00㎡ 渡り廊下 22.00㎡

車庫 36.00㎡ 検定検査棟 218.00㎡

ロ. 西部計量検査所 島根県浜田市下府町388番地3

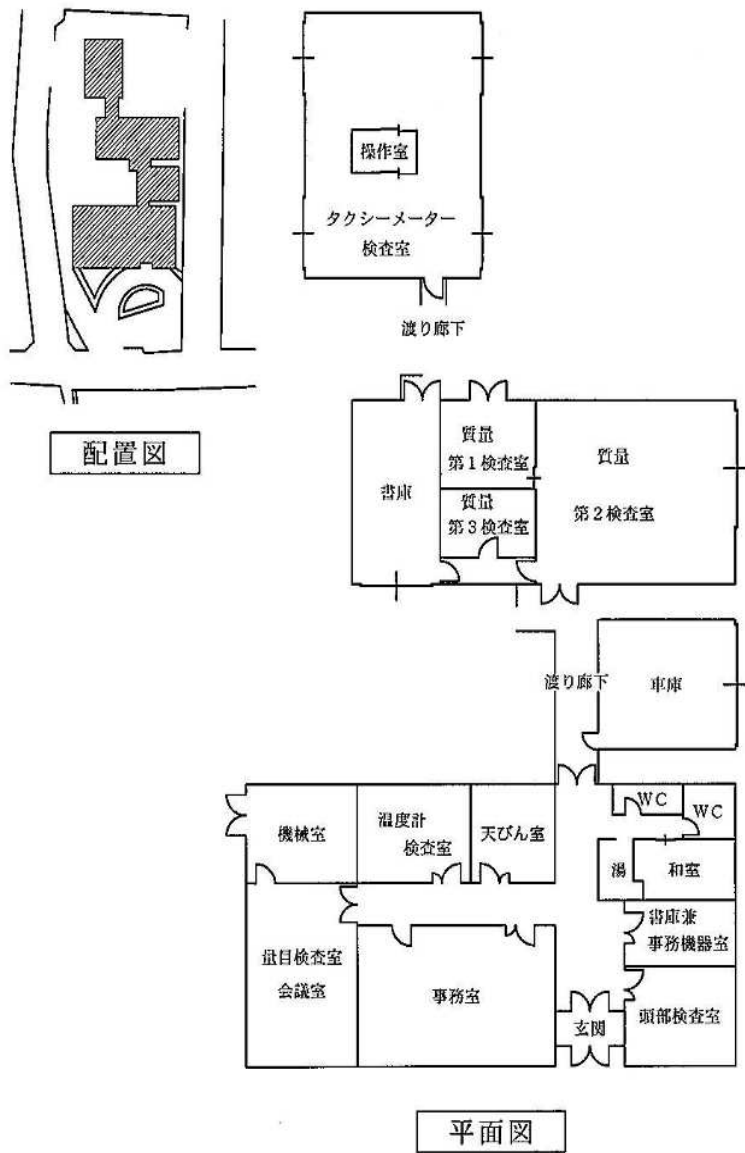
(島根県浜田技術センターと同一敷地内)

検定検査棟 162.01㎡

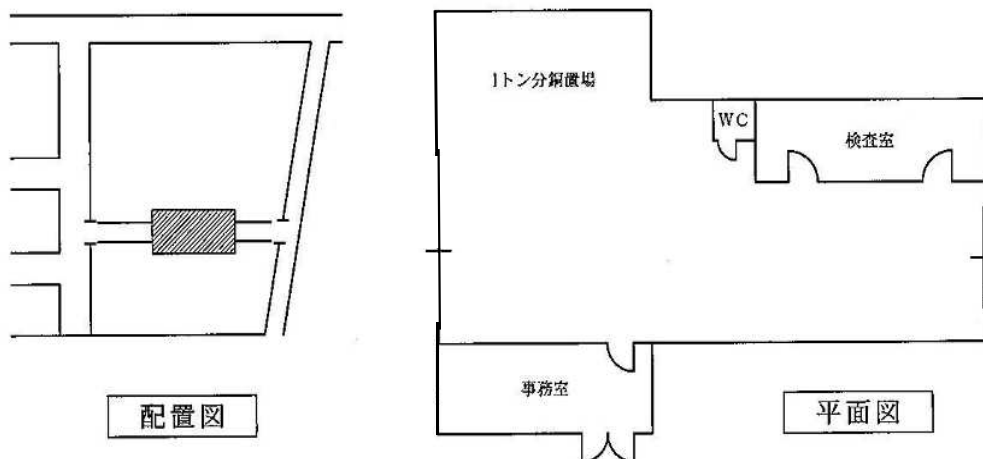
### 5. 組織及び職員数 (令和5年3月31日現在)

課長	1	グループリーダー	1
		企画員	2
		主任	1
		会計年度任用職員	2

### 東部計量検査所配置図及び平面図



### 西部計量検査所配置図及び平面図



## 第2 歳入及び歳出

### 1. 歳 入

(単位 円)

内訳	区分	予算額		決算額	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
計 量 関 係 手 数 料		6,046,830	5,243,000	6,563,820	5,834,730
雑 収 入		480,200	450,000	386,358	456,961
合 計		6,527,030	5,693,000	6,950,178	6,291,691

計量関係手数料内訳(決算額)

(単位 円)

内訳	年度	令和3年度		令和4年度	
		件数又は個数	金額	件数又は個数	金額
計 量 証 明 事 業 登 録					
計量証明事業登録証の訂正・再交付				4	7,000
計量証明事業登録簿の謄本の交付					
適正計量管理事業所の指定					
適正計量管理事業所の指定の検査					
検 定		677	1,519,320	828	1,933,250
装 置 検 査		1,046	753,120	1,032	743,040
基 準 器 検 査		175	277,790	159	279,030
計 量 証 明 検 査		11	517,700	12	491,400
定 期 検 査		4,016	3,495,890	2,944	2,381,010
合 計		5,925	6,563,820	4,979	5,834,730

### 2. 歳 出

(款)商工費

(項)工鉦業振興費

(目)計量検定費

(単位 円)

内訳	区分	予算額		決算額	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
報 酬		4,501,000	4,286,000	4,234,132	4,124,332
職 員 手 当 等		682,000	666,000	680,560	666,080
共 済 費		772,000	750,000	457,186	362,905
報 償 費		0	0	20,400	20,400
旅 費		2,498,000	1,892,000	1,680,552	1,439,135
需 用 費		1,927,000	1,527,000	2,363,298	2,294,954
役 務 費		745,000	541,000	807,165	437,025
委 託 料		50,000	10,506,000	0	3,463,300
使 用 料 及 び 賃 借 料		634,000	548,000	400,840	526,910
工 事 請 負 費		0		0	0
備 品 購 入 費		2,218,000	1,865,000	987,800	0
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金		76,000	16,000	16,000	16,000
公 課 費		60,000	50,000	47,400	5,000
合 計		14,163,000	22,647,000	11,695,333	13,356,041



### 第3 計量関係事業の登録、届出及び指定

計量器の製造、修理、販売の事業を行おうとする者は、それぞれ届出が必要である。また、計量証明の事業を行おうとする者及び計量士については、登録を受けなければならない。さらに、計量器を使用している事業所で、自ら計量器等の管理を行おうとするものは、適正計量管理事業所の指定を受けることができる。

登録、届出及び指定の各事業区分別の規定は次のとおり。

事業等の区分	登録、指定を受けるもの又は届出を要する者	登録、指定を行う者又は届出の受理を行う者
製造事業の届出	特定計量器の製造の事業を行おうとする者	経済産業大臣
修理事業の届出	特定計量器の修理の事業を行おうとする者	経済産業大臣 又は 都道府県知事
販売事業の届出	質量計のうち政令で定めるものの販売の事業を行おうとする者	都道府県知事
計量証明事業の登録	長さ・質量・体積・濃度・音圧レベル等の物象の状態を計量し、業務上他人に証明する事業を行おうとする者	都道府県知事
計量士の登録	計量器の検査・点検及び計量方法の改善など計量管理を職務とする計量士になろうとする者	経済産業大臣
適正計量管理事業所の指定	特定計量器を使用しているもので、自ら計量の管理を行おうとする事業所	経済産業大臣

### 1. 登録・届出・指定事務取扱い件数

区 分		登録・届出・指定	変更届	訂正・再交付	廃止届	合計
修 理			2		1	3
販売	質 量 計	1	1			2
計 量 証 明			27			27
適 正 計 量 管 理 事 業 所			3			3
計 量 士	一 般					0
	環 境	3				3
合 計		4	33	0	1	38

### 2. 登録、届出者数

令和4年度末現在の登録及び届出者数は次のとおりです。

ア、届出製造・修理事業者数（令和5年3月31日現在）

事 業 区 分	製 造		修 理														合 計		
	水 道 メ ー タ ー （ 第 1 類 ）	タ ク シ ー メ ー タ ー	質 量 計		分 銅 等	自 重 計	自 動 車 等 給 油 メ ー タ ー	小 型 車 載 燃 料 油 メ ー タ ー	大 型 車 載 燃 料 油 メ ー タ ー	定 置 燃 料 油 メ ー タ ー 等	液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー	排 ガ ス 積 算 体 積 計 等	排 水 積 算 体 積 計 等	濃 度 計				自 動 捕 捉 式 は か り	そ の 他 の 自 動 は か り
			第 1 類	第 2 類										第 1 類	第 2 類	第 3 類			
届出者数	1	11	4	2	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	42 (31)

(注)かっこ内の数字は実数である。

イ、販売事業者数（令和5年3月31日現在）

事 業 区 分	質 量 計
届 出 者 数	106

ウ、計量証明事業者数（令和5年3月31日現在）

事業区分		登録者数
質量に係る証明		6
濃度に係る証明	大気	7
	水または土壌	12
音圧レベルに係る証明		3
振動加速度レベルに係る証明		3
合計		31(18)

(注)かっこ内の数字は実数である。

エ、適正計量管理事業所数（令和5年3月31日現在）

指定区分	事業所数
日本郵便株式会社	373
その他	9
合計	382

オ、新規に登録された計量士数（令和4年度）

区分	計量士数	内認定者数
一般計量士	0	0
環境計量士	3	0
合計	3	0

(注)「認定者」とは計量法第122条第2項第2号該当による資格取得者。

## 第4 検 定

取引又は証明のために使用する特定計量器は、製造又は修理した際に検定を受け、これに合格したものでなければならない。

検定は、政令で定める特定計量器の区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所及び指定検定機関である（一財）日本品質保証機構がそれぞれ実施しているが、一般に使用される特定計量器の多くは都道府県知事が行うことになっている。

検定に当たっては、計量法で定める一定の条件（構造・器差）に適合したものを合格とし、合格した器物には次のような検定証印（指定製造事業者は基準適合証印）を付している。

検定証印



基準適合証印



なお、主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器で調理用はかり、乳児用はかり、ヘルスメーター等家庭用特定計量器と称せられるものについては一定の基準適合義務があり、これらを製造又は輸入した者は次のような表示を付さなければならない。

家庭用特定計量器の表示



また、検定を行う計量器のうち水道メーターやガスメーターなど10種類のものには有効期間を付し、これを満了したものは取引または証明のために使用することを禁止している。

従って、継続して使用するときには新たに検定を受けて有効期間を更新しなければならない。

計量法における主な特定計量器の有効期間は次のとおりである。

特 定 計 量 器	有 効 期 間
タクシメーター	1年
ガスメーター	10又は7年
水道メーター	8年
燃料油メーター	7又は5年
液化石油ガスメーター	4年
騒音計	5年
振動レベル計	6年
濃度計	
ガラス電極式水素イオン濃度検出器	2年
ガラス電極式水素イオン濃度指示計	6年

## 1. 検定実績(総合)

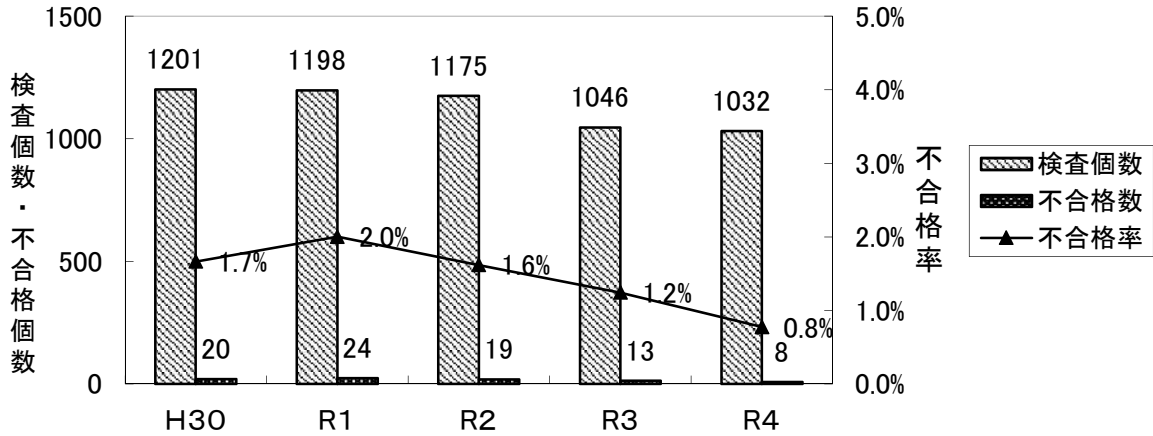
種 類 \ 項 目	検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)
タクシメーター(装置検査)	1,032	8	0.8
質量計(はかり)	13	0	0.0
" (分銅)	0	0	0.0
燃料油メーター	801	1	0.1
液化石油ガスメーター	14	0	0.0
合 計	1,860	9	0.5

## 2. 検定実績(器種別)

### (1) タクシーメーター(装置検査)

装置検査は、東部計量検査所で毎週火・金曜日、西部計量検査所で毎月第2・4月曜日に実施した。

平成30年度以降の実績は、下図のとおり。

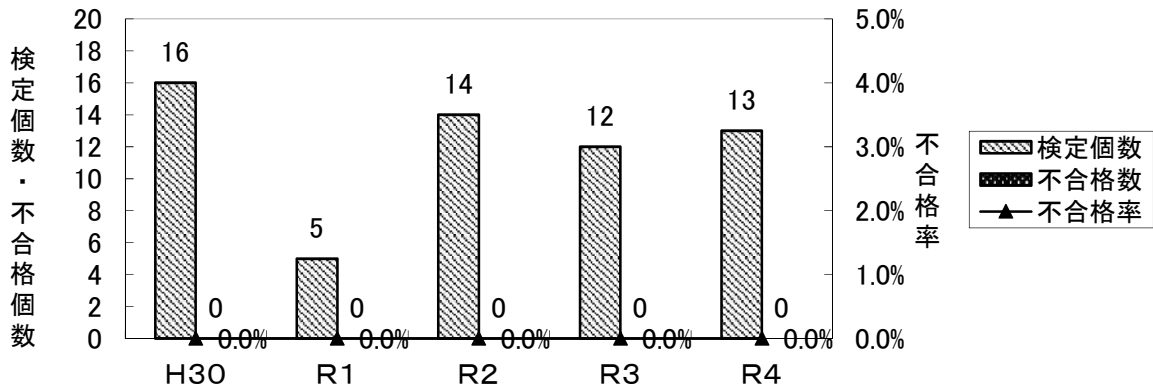


### (2) 質量計

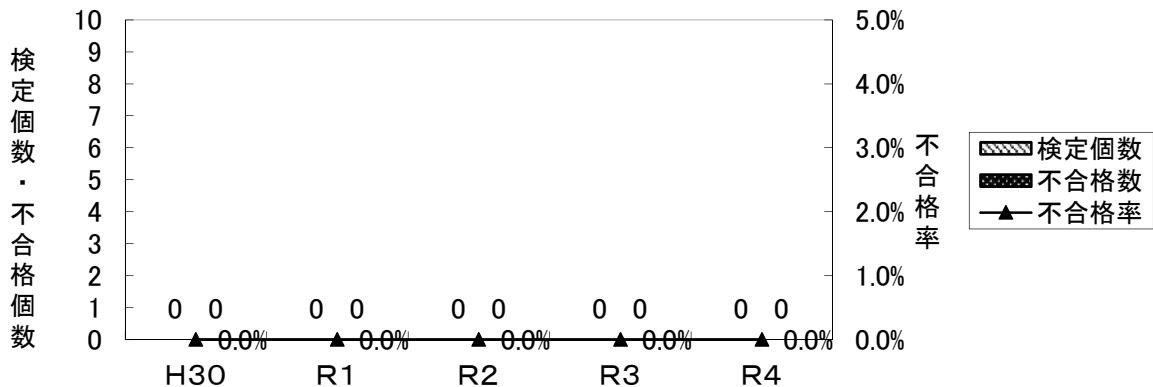
質量計の検定は、修理事業者が修理を行ったものについてのみ実施した。

平成30年度以降の実績は、下図のとおり。

ア、はかり



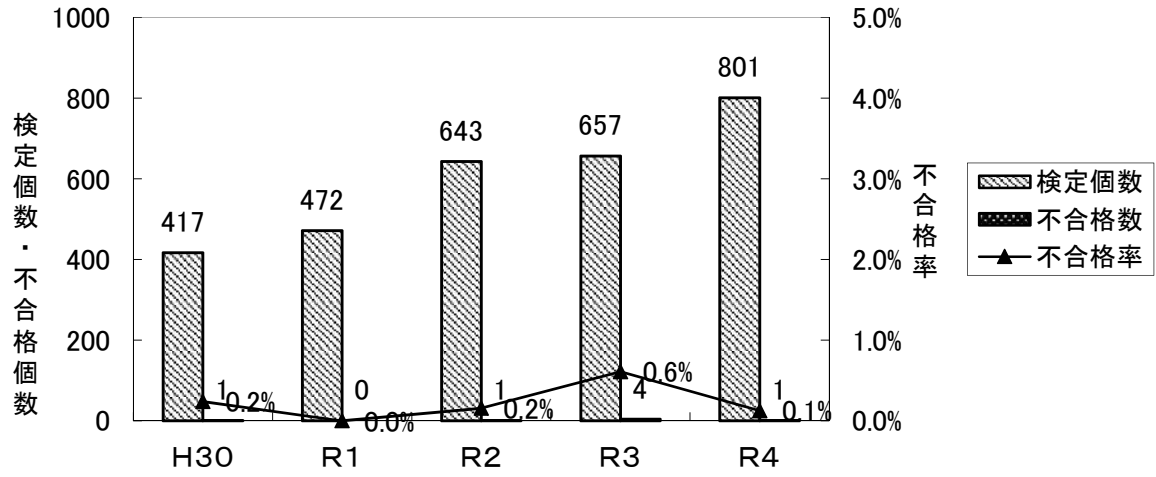
イ、分銅



(3)燃料油メーター

燃料油メーターの検定は、すべて所在場所において実施した。

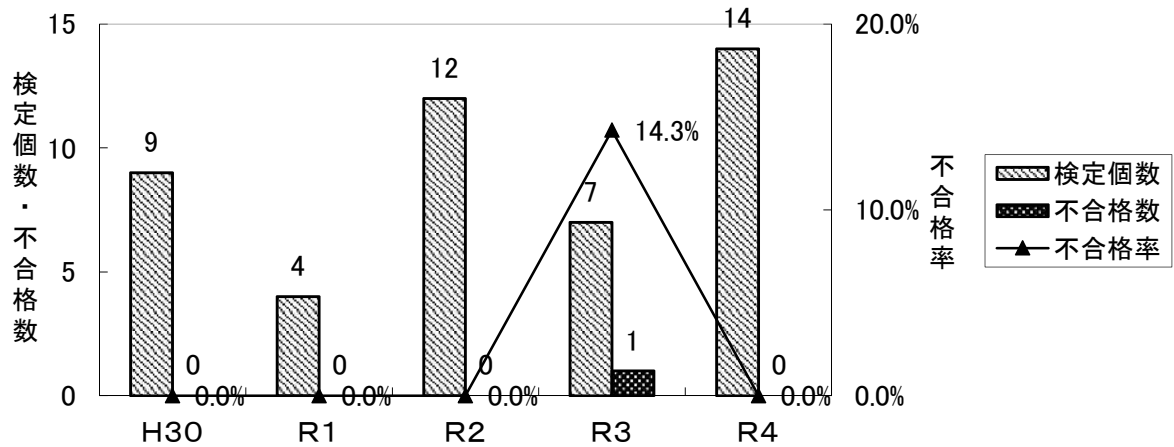
平成30年度以降の実績は、下図のとおり。



(4)液化石油ガスメーター

液化石油ガスメーターの検定は、すべて所在場所において実施した。

平成30年度以降の実績は、下図のとおり。



## 第5 計量証明事業者使用計量器の検査

計量証明のために使用する計量器は、登録を受けた日から計量器ごとに、政令で定める期間ごとに検査を受けなければならない。

質量に係る証明に使用する質量計の検査は所在場所において実施し、濃度等に係る証明に使用するガラス電極式水素イオン濃度指示計等については東部計量検査所において実施している。

令和4年度中の検査の結果は次のとおり。

種 類	検 査 主 体	知 事		計 量 士	
		検 査 個 数	不 合 格 個 数	検 査 個 数	不 合 格 個 数
台 手 動 は か り					
振 子 式 指 示 は か り					
電 気 抵 抗 線 式 は か り					
ガラス電極式水素イオン濃度指示計		5			
精 密 騒 音 計		3			
普 通 騒 音 計		2			
振 動 レ ベ ル 計					
化学発光式窒素酸化物濃度計					
非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計		1			
非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計					
磁 気 式 酸 素 濃 度 計					
ジルコニア式酸素濃度計		1			
合 計		12	0	0	0



## 第6 基準器検査

基準器は、計量器の製造事業者等の事業上の基準として設置が義務づけられ、また、計量士による検査の基準として使用されるもので、計量器の正確度を確かめるため一般の計量器より高い精度が要求され、基準器の種類に応じて有効期間が定められているものである。

基準器検査は、検査の区分に従い経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が実施している。基準器検査に合格した基準器には、次のような基準器検査証印が付され、器差及び有効期間を記載した基準器検査成績書が交付される。

基準器検査証印



令和4年度中の基準器検査の結果は次のとおり。

種 類	項 目	検 査 個 数	不 合 格 個 数
	タクシーメーター装置検査用基準器	1	
	液体メーター用基準タンク (水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの)		
	液体メーター用基準タンク (燃料油メーターの検査に用いるもの)	3	
	1級基準分銅		
	2級基準分銅	23	
	3級基準分銅	201	
合	計	228	0

## 第7 定期検査

取引又は証明のために使用する質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）は、計量法により2年に1回、検査を受けることが義務付けられている。

令和4年度は、特定市である松江市を除く市町村のうち、8市町で実施した。

検査は、各市町村に設けた指定場所において実施し、計量器の数が多いたまは計量器の移動が困難な場合には計量器の所在場所において実施した。

検査に合格した計量器には合格シールを貼付し、不合格の場合は検定証印を抹消し、不合格票により通知を行った。

また、検定を合格してから1年を経過しない計量器の検査は免除されることから、確認した計量器には免除シールを貼付した。

なお、県に代わる計量士による検査（代検査）も行われている。

検査実施年	対象市町村
奇数年 (10市町村)	出雲市、益田市、江津市、雲南市、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
偶数年 (8市町)	浜田市、大田市、安来市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町

定期検査済証印



合格シール



免除シール



## 2. 検査実績(総合)

種類	区分	定期検査		定期検査に代わる 計量士による検査		合計	
		検査戸数	973戸	検査戸数	87戸	検査戸数	1,060戸
		検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数
手動天びん							
棒はかり							
等比皿手動はかり		4				4	
その他の 手動はかり	その他の 皿手動はかり	17		12		171	
	台手動はかり	142					
その他の 指示はかり	振り子式 指示はかり			1		1	
	カム式 指示はかり						
ばね式 指示はかり	直線目盛の ばね式指示はかり	5		2		729	
	その他の ばね式指示はかり	722					
電気式はかり		1,148	5	241		1,389	5
手動指示併用はかり							
小計		2,038	5	256	0	2,294	5
分銅		69				69	
定量おもり							
定量増おもり		832		46		878	
小計		901	0	46	0	947	0
合計		2,939	5	302	0	3,241	5

\*該当年度に検査対象として県報告された市町村のみ

### 3. 検査実績(地区別)

#### (1) 定期検査

市町村名	検査戸数	計量器の種類		手動天びん		棒はかり		皿手動はかり		台手動はかり		振子式指示はかり		カム式指示はかり		ばね式指示はかり			
																直線目盛		その他	
		検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数
浜田市	336					2		5		36							2		214
大田市	181							1		32							1		118
安来市	142					2		7		20									140
奥出雲町	111							1		34							1		83
飯南町	41									5									33
川本町	31																		28
美郷町	38							2		3							1		28
邑南町	93							1		12									78
合計	973	0	0	0	0	4	0	17	0	142	0	0	0	0	0	5	0	722	0

#### (2) 定期検査に代わる計量士による検査

市町村名	検査戸数	計量器の種類		手動天びん		棒はかり		等比皿手動はかり		その他の手動はかり		その他の指示はかり		ばね式指示はかり	
		検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数
浜田市	31											1			
大田市	21								1						
安来市	16								1					2	
奥出雲町	7														
飯南町	8								9						
川本町	3														
美郷町	1														
邑南町															
合計	87	0	0	0	0	0	0	11	0	1	0	2	0	0	

電気式 はかり		手動指 示併用 はかり		小 計 (はかり)		分銅		おもり		増おもり		小 計 (分銅等)		合 計		
検査 個数	不 合格 個数	検査 個数	不 合格 個数	検査 個数	不 合格 個数	検査 個数	不 合格 個数	検査 個数	不 合格 個数	検査 個数	不 合格 個数	検査 個数	不 合格 個数	検査 個数	不 合格 個数	
501	2			760	2	54				209		263		1,023	2	浜 田 市
187	1			339	1	10				183		193		532	1	大 田 市
140				309		5				158		163		472		安 来 市
138	2			257	2					163		163		420	2	奥 出 雲 町
47				85						23		23		108		飯 南 町
34				62										62		川 本 町
26				60						20		20		80		美 郷 町
75				166						76		76		242		邑 南 町
1,148	5	0	0	2,038	5	69	0	0	0	832	0	901	0	2,939	5	合計

電気式 はかり		手動指 示併用 はかり		小 計 (はかり)		分銅		おもり		増おもり		小 計 (分銅等)		合 計		
検査 個数	不 合格 個数	検査 個数	不 合格 個数	検査 個数	不 合格 個数	検査 個数	不 合格 個数	検査 個数	不 合格 個数	検査 個数	不 合格 個数	検査 個数	不 合格 個数	検査 個数	不 合格 個数	
88				89										89		浜 田 市
42				43										43		大 田 市
79				82										82		安 来 市
8				8										8		奥 出 雲 町
14				23						46				23		飯 南 町
5				5										5		川 本 町
2				2										2		美 郷 町
																邑 南 町
238	0	0	0	252	0	0	0	0	0	46	0	0	0	252	0	合計

## 第8 立入検査

適正な計量の実施を確保するには、正しい計量器を正しく使用することが大切であることから、計量器を使用する事業所に立ち入り、計量器の使用状況の調査並びに使用についての指導を実施している。

### 1. 修理事業者

計量器の修理事業者に対し、修理が適正に行われるよう設備などについて検査を実施し、指導を行っている。

### 2. 水道メーター

家庭や事業場に水を供給している水道事業者に対し、水道メーターの有効期間を管理する台帳を作成・整備させ、有効期間を満了したメーターの使用者については、早急な措置を実施させ、計量器の適正な使用を指導している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により立ち入りを取りやめた。

### 3. ガスメーター

家庭や事業場にガスを供給しているガス事業者に対し、ガスメーターの有効期間を管理する台帳を作成・整備させ、有効期間を満了したメーターの使用者については、早急な措置を実施させ、計量器の適正な使用を指導している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により立ち入りを取りやめた。

### 4. 燃料油メーター

燃料油メーターを石油類の取引・証明のため使用している事業者に対し、有効期間の遵守など適正な計量を実施するよう指導し、不適正なものについては早急な改善を指示しているが、今年度は立入検査の実績なし。

令和4年度は、検定実施時に併せて有効期限等の調査を行った。

#### 検定実施時の調査実績

調査事業所数	調査個数	不適正個数
245	1,836	0

## 5. 食料品製造業・流通業立入検査

食料品製造流通事業者を対象に、計量器の使用状況、量目の管理等について検査を行い、不適正な事業者に対しては、改善勧告等により適正な計量の実施を行うように指導した。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により立ち入りを取りやめた。

## 第9 基準器及び検定検査設備の保有状況

### 1. 基準器

品名	型式又は能力	数量	備考
基準巻尺	5m・0.5mm	1個	
タクシーメーター装置検査用基準器(定置)	電動式 両輪掛	1台	Y-510型
〃 (定置)	電動式 両輪掛	2台	Y-610型
基準台手動はかり	1,000kg・50g	1〃	
特級基準分銅	10kg	2個	
〃	5kg～1g	1組	16個組
〃	500mg～1mg	1〃	12個組
〃	500g～1mg	2〃	24個組
1級基準分銅	10kg～1kg	1〃	5個組
〃	2kg～1mg	3〃	27個組
〃	1kg～1mg	1〃	25個組
〃	500mg～1mg	1〃	12個組
2級基準分銅	2kg～50g	3〃	12個組
〃	20g～10mg	3〃	22個組
基準フラスコ	10L	2個	
〃	5L	2〃	
〃	1L	2〃	
〃	0.5L	2〃	
〃	0.2L	2〃	
〃	0.1L	2〃	
基準ビュレット	0.05L	2〃	
液体メーター用基準タンク	50L	1〃	
〃	21L	1〃	
〃	19L	1〃	
〃	10.4L	1〃	
〃	10.2L	1〃	
〃	5.1L	1〃	
〃	5.2L	1〃	



## 2. 検定検査設備

品名	型式又は能力	数量	備考
金属製巻尺	100m・1mm	1個	
ノギス	300mm	1 "	
電子天びん	5,100g・1mg	1 "	LC5101S
"	5g・0.001mg	1 "	MC5
"	3kg・0.01g	2 "	PF3000
"	300g・1mg	2 "	PF300
"	26,100g・1mg	1 "	XPR26003LC
"	2,300g・0.1mg	1 "	XPR2004SC
"	52g・0.001mg	1 "	XPR56CV
"	30kg・0.1g	1 "	PBK989・AB30
"	30g・100mg	1 "	PM30000
鉄製枕型分銅	1,000kg	38 "	
"	500kg	20 "	
ステンレス製枕型分銅	20kg	49 "	
"	10kg	24 "	
"	5kg	23 "	
組分銅	2kg～50g	9組	
"	1kg～1g	3 "	
"	20g～1g	9 "	
"	500mg～1mg	3 "	
"	20g～10mg	4 "	
1トン分銅用バスケット		4個	
分銅用エアバランサー	30kg以下	1 "	
ガラス製温度計	0℃～50℃	1本	
"	-2℃～52℃	1 "	

## 第10 計量関係事業者名簿

### 1. 製造事業者

(令和5. 3. 31現在)

氏名又は名称	住所(工場又は事業場の所在地)	事業区分
山陰水道工業(株)	松江市母衣町83番地6 (出雲市湖陵町板津311番地)	水道メーター第1類

### 2. 修理事業者

(令和5. 3. 31現在)

氏名又は名称	住所(事業所の所在地)	事業区分
(有) 勝部計量器	松江市内中原町15番地13	質量計第1類、第2類、分銅等
東芝テックソリューションサービス(株)	東京都品川区東五反田二丁目17番2号 (松江市東津田町459-3)	質量計第1類
(株) 寺岡精工	東京都大田区久が原五丁目13番12号 (松江市東津田町1730-3)	質量計第1類、第2類 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
日新化成(株)	松江市平成町182-31	質量計第1類
(有) 富士見自工	松江市富士見町1番地15	自重計
(株) 石原製作所	浜田市朝日町19	〃
(有) 大吉自動車整備工場	出雲市荻杼町503番地	〃
島根西いすゞモーター(株)	益田市中島町イ27番地1	〃
大田トラック事業協同組合	大田市久手町刺鹿1206-1	〃
(株) 永大整備工業	江津市浅利町87番地5	〃
丸和自動車(有)	江津市和木町501-12	〃
いすゞ自動車中国四国(株)	広島県広島市佐伯区五日市港3丁目7番11号 (松江市東出雲町揖屋63番地) (出雲市神門町1402番地)	〃
(有) 隠岐車輛	隠岐郡隠岐の島町中町名田の三16番地1	自重計
(有) 太陽車輛	隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二26番地5	〃
(有) 海士車輛	隠岐郡海士町大字海士1092番地	〃
(株) ダイカ	松江市乃白町312番地10	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等
(一社)島根県LPガス協会	松江市殿町111番地	液化石油ガスメーター
新川電機(株)	広島県広島市中区三川町10番9号 (松江市西嫁島3丁目2-30)	排ガス積算体積計等 排水積算体積計等
(有) 友田大洋堂	松江市嫁島町13-34	濃度計第1類、第2類、第3類
日東電装(有)	松江市西津田二丁目1番19号	タクシーメーター
日本交通(株)	松江市東朝日町278番地3	〃
松江一畑交通(株)	松江市上東川津町1238番地	〃
出雲一畑交通(株)	出雲市常松町353番地3	〃
(有) 谷本ハイヤー	出雲市矢野町123番地1 (出雲市渡橋町259)	〃
益田タクシー(株)	益田市赤城町6番地22号	〃
(有)小川商店 大瀬整備部門	大田市長久町長久イ585-2	〃

## 2. 修理事業者

(令和5. 3. 31現在)

氏名又は名称	住所(事業所の所在地)	事業区分
ちどりタクシー (有)	安来市安来町1249番地3	タクシーメーター
(有) 生馬タクシー	松江市西生馬町3番地1	〃
三葉タクシー (有)	雲南市三刀屋町三刀屋67-4	〃
島タクシー (株)	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四 11番地1 (隠岐郡隠岐の島町栄町827)	〃

## 3. 計量証明事業者

(令和5. 3. 31現在)

氏名又は名称	住所(事業所の所在地)	事業区分
瀧川産業 (株)	出雲市大津町2032番地	質量に係る証明
DMG MORIキャステック (株)	出雲市大津町1378番地	〃
(株) 幸栄通産	安来市門生町1065番地7	〃
(有) ヒラオカ	出雲市稗原町4580番地1	〃
(株) 樋口敦郎商店	松江市矢田町250番地84	〃
(有) 山本商店	雲南市大東町金成138番地3	〃
(公財) 島根県環境保健公社	松江市古志原1丁目4番6号	濃度に係る証明 音圧レベルに係る証明 振動加速度レベルに係る証明
(有) 環境分析センター	松江市八幡町880番地55	濃度に係る証明
(株) 環境理化学研究所	出雲市平田町2468番地1	〃
ダイワエンジニアリング (株)	益田市巾島町イ19番地2	〃
都市環境整備 (株)	広島県広島市西区西観音寺15番地9号 (益田市高津町イ2571番地2)	〃
(株) プロテリアル安来製作所	安来市飯島町1240番地2	濃度に係る証明 音圧レベルに係る証明 振動加速度レベルに係る証明
中電環境テクノス (株)	広島県広島市中区小町4番33号 (浜田市三隅町岡見1810番地)	濃度に係る証明 音圧レベルに係る証明 振動加速度レベルに係る証明
ビューロベリタスエフイーエーシー (株)	出雲市斐川町上直江1932番地	濃度に係る証明
アースサポート (株)	松江市八幡町882番地2	〃
(株) ネオナイト	松江市富士見町1番地7	〃
(有) 大一工業	出雲市枝大津町2番7 (出雲市荒茅町3494)	〃
中国環境 (株)	出雲市神西沖町2489番地2 (出雲市神西沖町2355番地3)	濃度に係る証明

4. 適正計量管理事業所

(令和5. 3. 31現在)

氏名又は名称	事業所の名称	事業所の所在地
(株)プロテリアル 安来工場 (安来市安来町2107-2)	安来工場	安来市安来町2107-2
ダイワボウレーヨン(株) (大阪府大阪市中央区久太郎町 3丁目6番8号御堂筋ダイワビル11階)	益田工場	益田市須子町3-1
日本製紙(株) (東京都千代田区神田駿河台4-6)	江津工場	江津市江津町1280
(株)丸 合 (鳥取県米子市東福原2丁目19番48号)	安来店 宍道店 平田店 川津店 古志原店	安来市安来町外浜865-1 松江市宍道町佐々布210-1 出雲市平田町1598 松江市西川津町612-1 松江市上乃木6-6-26
(株)丸 久 (山口県防府市大字江泊1936番地)	サンマート六日市店	吉賀町六日市971-1
日本郵便(株) (東京都千代田区大手町二丁目3番1号)	松江中央郵便局 他372	松江市東朝日町138 他

**島根県商工労働部商工政策課計量係**

島根県松江市殿町1番地

郵便番号 690-8501

電話番号 (0852) 22-6627・6628

F A X (0852) 22-6039